省　　令

○国土交通省令第八号

船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び船員法（昭和二十二年法律第百号）を実施するため、船員法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船員法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の定める」を「で定める」に改める。

第二条中「第三条」を「第三条第一項」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第十六条の見出しを「（雇入契約の締結前の説明事項）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第十六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　基準労働期間、労働時間、休息時間、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制に関する事項

第十六条第一項中第九号を削り、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　送還に関する事項

第十六条第一項第六号の次に次の一号を加える。

七　災害補償に関する事項

第十六条第二項を削る。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（雇入契約の成立時の書面の交付等）

第十六条の三　船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、法第三十六条第一項に規定する書面を二通作成し、うち一通を船員に交付し、他の一通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から三年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。

前項の規定は、雇入契約の内容（第十六条各号に掲げる事項に限る。）を変更したときについて準用する。この場合において、同項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海に従事する船舶の船舶所有者は、法第三十六条第三項の規定により同条第一項及び第二項の書面の写しを船内に備え置く場合において、当該書面が英語以外の言語によつて作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。

第四章中第二十八条の前に次の一条を加える。

（船員手帳への記載）

第二十七条の二　船長は、雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

（給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面）

第四十条の二　法第五十三条第三項の給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　給料その他の報酬の総額及びその内訳

二　法第五十三条第一項ただし書の規定により控除する額

三　法第五十三条第一項ただし書の規定により通貨以外の支払方法で支払う額

四　法第五十六条の規定により船員の同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡す額

第四十一条中「前条第二号」を「第四十条第二号」に改める。

第四十二条の二第一項第三号中「海上運送法」の下に「（昭和二十四年法律第百八十七号）」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「海員」を「船員」に改め、同条第三項中「第四十八条の二の二第三項、第四十八条の二の三第三項及び第四十八条の二の四第三項」を「第四十八条の二第三項、第四十八条の三第三項及び第四十八条の四第三項」に、「法第六十一条」を「第六十一条」に改める。

第四十二条の四第二号及び第四号、第四十二条の九の二第二項第二号並びに第四十二条の十第二項第二号中「海員」を「船員」に改める。

第四十二条の十二中「第六十五条の二第四項」を「第六十五条の二第五項」に、「第七十二条の二」を「第七十二条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（休息時間の分割に関する協定）

第四十二条の十三　船舶所有者は、法第六十五条の三第三項の規定による休息時間の分割に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第十六号の四の二書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

法第六十五条の三第三項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一　特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由

二　対象となる船員の職務及び員数

三　作業の種類

四　特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び一日についての分割回数の上限又は一日について二回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限並びにこれらを遵守するための措置

法第六十五条の三第三項の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

船舶所有者は、法第六十五条の三第三項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出に代えることができる。

（特別の安全上の必要がある場合）

第四十二条の十四　法第六十五条の三第三項第一号の国土交通省令で定める特別の安全上の必要がある場合は、船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するときとする。

第四十三条第一号中「海員が、法第六十四条」を「船員が、法第六十四条第一項若しくは第二項」に改め、同条第二号中「海員」を「船員」に改める。

第四十四条中「第六十四条」を「第六十四条第一項若しくは第二項」に改める。

第四十四条の二第一号及び第二号中「海員」を「船員」に改める。

第四十五条第一項第一号及び第二号中「海員」を「船員」に改め、同項第五号ロ中「の休息時間」の下に「（法第六十五条の三第三項の規定により休息時間を三回以上に分割した場合にあつては、最も長い休息時間）」を加え、同条第二項中「海員」を「船員」に改める。